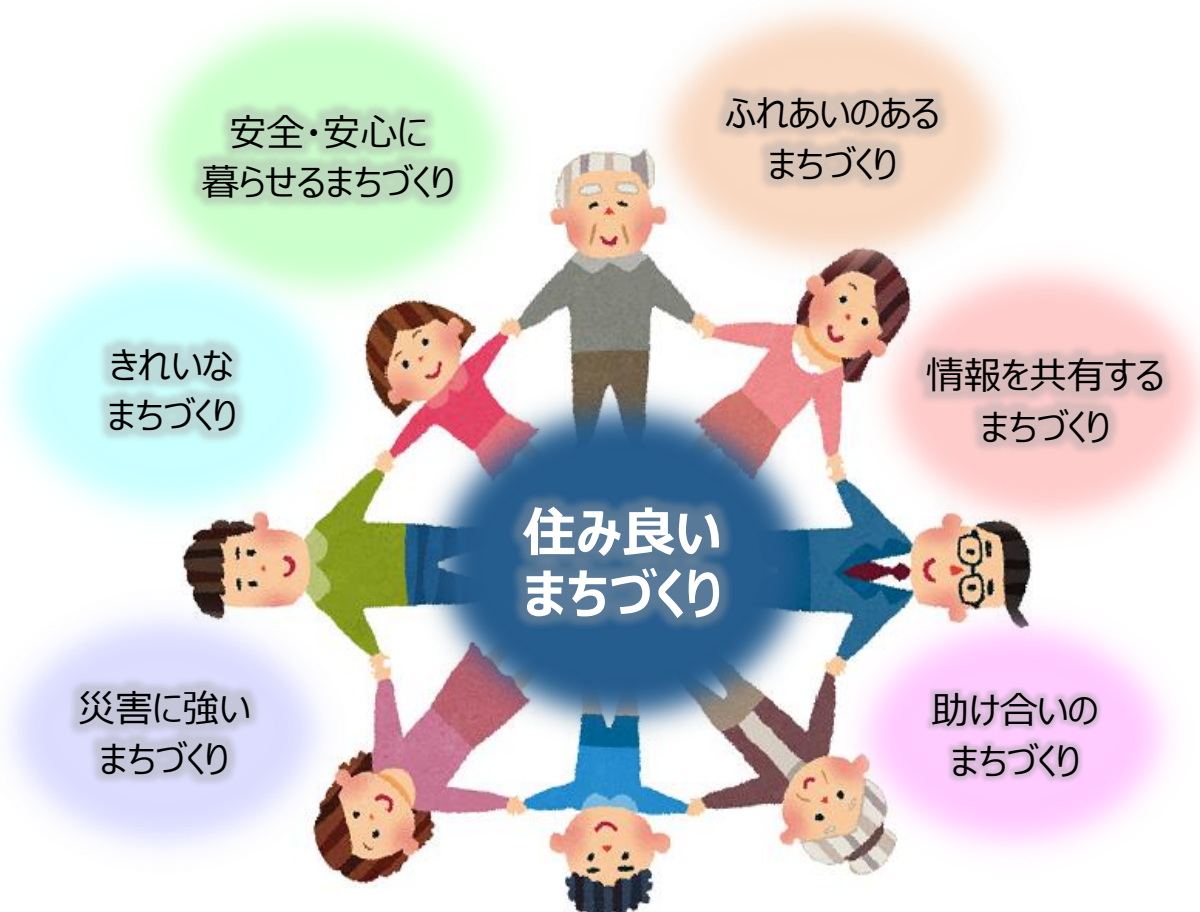


— 地域の力を合わせて 住み良いまちづくりを —

自治会の設立について



このパンフレットと併せてお渡しした資料

市への提出書類の様式

- 区・自治会・町内会等設立届
- 区長・自治会長・町内会長等決定報告書

その他参考資料

- 成田市区長会総会資料の一部
(市の補助制度等の説明資料)
- 会員名簿を作るときの注意事項
(個人情報保護委員会作成資料)

各種ひな型・参考資料

- 自治会規約(会則)
- 自治会総会資料
- 自治会総会議事録
- 入会届、退会届
- 世帯数・回覧数について
- 自治会と市との委託契約について

— 成田市 —

■ 自治会とは

自治会とは、同じ地域に住む人たちの親睦を深め住みよい地域づくりを行うために、自主的に組織される団体です。

少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化などが進み、地域のつながりが希薄化していると言われてますが、災害時など、いざというとき、一番頼りになるのは日ごろからの隣近所同士のつながりです。また、福祉や防犯など、個人の力では解決できないことも、地域に住む皆さんの力を合わせて解決していくことができます。

自治会は、地域のつながりを保つとともに、課題解決をしていく場としても期待されています。

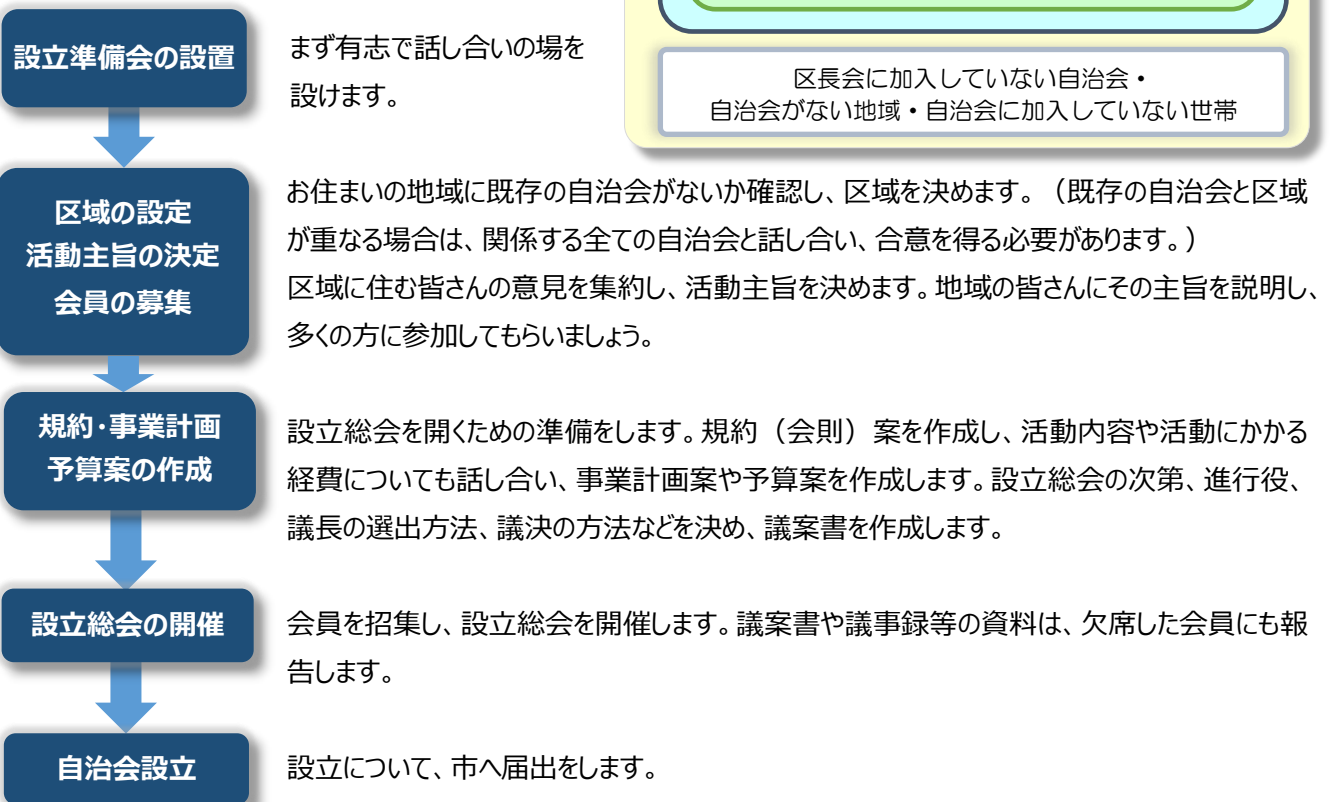
※ 「自治会」のほか、「区」「町内会」等の名称で市に届出をしている団体もあります。

■ 自治会の主な活動例

活動内容は団体によって多種多様ですが、例として次のようなものがあげられます。

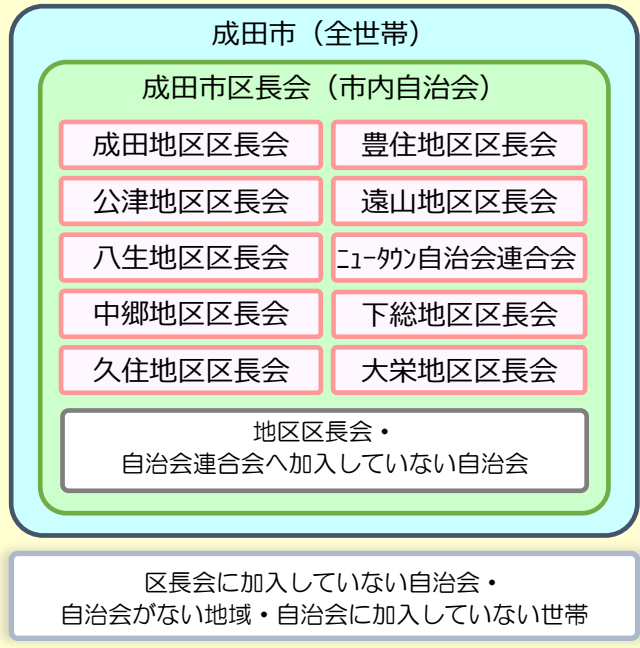
- 自主防災組織の結成や防災訓練の実施
- 地域の清掃活動やリサイクル活動
- 独居高齢者の見守り活動
- 防犯パトロール
- 地域のお祭りやお楽しみ会などイベントの開催
- 広報資料の回覧
- ゴミ集積所の設置・維持管理
- 防犯灯の設置・維持管理

■ 自治会設立の一般的な流れ



【成田市内の自治会】

成田市内には約 300 の自治会があります。これら自治会の連携と親睦を図るため、近隣自治会が集まった 10 の「地区区長会（自治会連合会）」と、市内の自治会による「成田市区長会」が形成されています。



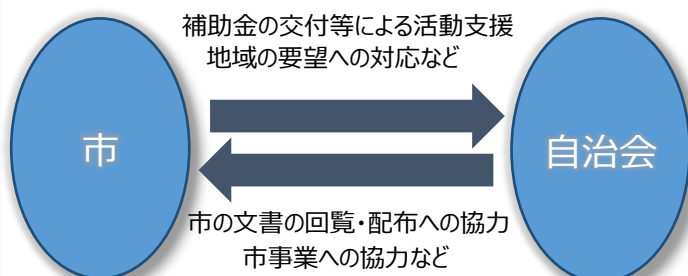
※ 既存の自治会から分離して新たな自治会を結成する場合や、他の自治会と合併する場合には、分離や合併の期日、区域、世帯の所属、財産、会計の処理などについて十分に協議し、総会を開催して決議します。

■市への届出

自治会は任意団体ですが、「住み良い地域づくり」を目的とする意味で、市とパートナー関係にあります。自治会の設立を市に届け出ていただくことで、市は自治会の活動を支援し、自治会は市の事業に協力するなど、連携しながら住み良い地域づくりを進めていきます。

【設立時の市への提出書類】

- ①区・自治会・町内会等設立届
- ②区長・自治会長・町内会長等決定報告書
- ③規約（会則）
- ④会員名簿
- ⑤区域図
- ⑥総会議事録



※市への届出があった自治会は、成田市区長会への加入を案内します。

※代表者の情報および収支決算について、年度ごとに市へ報告していただきます。

※年度途中で代表者が変更になった場合や、自治会の名称が変更となった場合、解散することとなった場合なども、市へ報告・届出をお願いします。

■自治会に対する補助金等

市では、次のような補助事業を実施し、自治会の活動を支援しています。

補助事業		内容	担当課
コミュニティ事業	環境美化事業	地域住民による清掃、草刈り活動費等を補助します。 (上限 30,000 円/年)	市民協働課 (20-1507)
	コミュニティ活動事業	お祭りなど、地域で行われる交流活動費を補助します。 (上限 4 月 1 日時点の世帯数×500 円/年)	
	設備・備品整備事業	地域活動に必要な設備や備品を新設したり、修理したりする事業費を補助します。(補助対象経費の 2 分の 1 以内(千円未満の端数切捨て)で上限 200 万円/5 年)	
集会施設等補助事業		市に報告がなされている集会施設等で、自治会が所有または維持管理を行う施設の施設整備費や冷暖房機設置費、修繕費、維持管理費などを補助します。	交通防犯課 (20-1527)
成田市住民活動 総合災害補償制度		住民団体による住民活動の活動中のケガや事故等に対し補償する制度です。(保険料は全額市が負担します。)	
防犯灯設置費補助事業		自治会が設置した防犯灯の設置費の一部を補助します。	
防犯灯維持管理費補助事業		自治会が所有する防犯灯の管理費と電気料金の一部を補助します。	クリーン推進課 (20-1530)
じんかい集積所等 設置費補助事業		自治会が設置するじんかい集積所等の設置費の一部を補助します。(新設 195,000 円/移動集積カゴ 60,000 円など)	

※このほか、自主防災組織を設立した場合には、設立時の資器材支給、防災倉庫設置助成や活動費助成等があります。

■ 市から自治会への依頼

※市では、自治会と行政協力業務委託契約を結び、下記の業務を依頼します。

自治会への依頼

- 市行政の周知伝達
- 文書の配布、回覧、掲示
- 簡易な調査及び報告
- その他、市長が行政の円滑な運営と市民福祉の増進を図るために必要と認めること

- 行政回覧（月 1 回）の受取り・回覧
- 避難行動要支援者支援制度への協力
- 環境美化運動への協力
- 民生委員など各種委員等の推薦 など

※このほか、社会福祉協議会からの会員募集や募金の依頼、日本赤十字社からの会費の依頼など、市以外からも様々な依頼がある場合があります。

■ 設立にあたっての注意事項

自治会の役員について

会員がお互いに協力して活動できるよう、会長・副会長のほか、書記・会計・会計監査などの役割分担をしましょう。市から月 1 回お送りする行政回覧の担当や行事ごとの企画担当を決めている自治会もあります。若い人から熟年者まで、女性も含めて広く人材を活用しましょう。

役員になった場合、運営の流れを把握するには 1 年ほどかかります。年度ごとに輪番で役員を決める方法もありますが、円滑な運営のためには、役員の任期を 2 年以上にする方法も有効です。

会員名簿の作成・個人情報の取り扱いについて

平成 29 年 5 月に個人情報保護法が改正され、自治会や同窓会等の非営利組織も法の適用対象となりました。名簿の作成にあたっては、個人情報の取り扱いに注意が必要です。

- 個人情報を収集する際には、利用目的を明示（「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため。」など）しましょう。
- 名簿の盗難や紛失等のないよう個人情報を適切に管理し、また、会員に名簿を配布する際には適切に管理するよう呼びかけましょう。

自治会とマンション管理組合との違いについて

自治会は、地域に住む皆さんの話し合いの中で結成される任意団体です。一方で、マンション管理組合は、建物、その敷地及び附属施設を管理することを目的に、区分所有者全員で結成された団体であり、これは「建物の区分所有等に関する法律」により定められています。

	自治会	管理組合
構成員	居住者	区分所有者
目的	居住者相互の親睦や地域活動	共有財産の維持管理
加入	任意	強制

マンションなどにおいて自治会を設立する際には、自治会と管理組合の違いをご理解いただき、名簿や会計を別にするなどの対応をお願いします。

自治会に関してわからないことがありましたら、お気軽におたずねください

成田市役所 市民協働課（市民協働推進係）

〒286-8585 成田市花崎町 760 成田市役所 2 階
TEL:0476-20-1507 / FAX:0476-24-1086 / E-MAIL:kyodo@city.narita.chiba.jp

令和 3 年 6 月改訂